

トラック・バス等をお持ちの方へ

東京都適合車標章の交付申請について (通称：東京都適合車ステッカー)

- ▶ 東京都は、環境確保条例(※1)で、環境負荷の大きな自動車の利用抑制の努力義務を制定しました。都民・事業者の方々には、物品の輸送などを委託したりする場合に、環境性能の悪い自動車を利用しないようにお願いします。
- ▶ また、環境負荷の大きな自動車の利用抑制を進めるため、環境負荷の小さな自動車のユーザーに対して「東京都適合車ステッカー」を交付し、自動車の性能の識別を容易にしていきます。
- ▶ トラック、バス、特種自動車のユーザーの皆様は、ステッカーを入手していただき、お使いの自動車に貼付してください。(入手の方法は、裏面をご覧ください。)

※1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 東京都条例 第215号)

ステッカーについて

ステッカーを貼って頂くのは次の自動車です。

- ▶ 環境確保条例のディーゼル車規制に適合し、自動車NO_x・PM法(※2)の対策地域内に登録が可能な環境負荷の小さなトラック・バス・特種自動車です(ただし、猶予期間中のものは、適合車扱いとします。)
- ▶ ステッカーの大きさは、15cm × 9cmです。
- ▶ ステッカーは、原則として、車両前面に貼ってください。



新長期規制車以上の
自動車用
(より性能の良い車)




都条例やNO_x・PM法で
猶予期間にある自動車用
(期限付き)


※2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年 法律第70号)

東京都適合車ステッカーを貼って頂く自動車

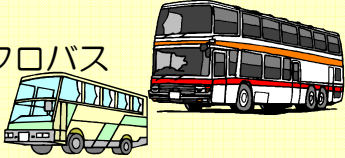
1 ナンバー
普通貨物自動車



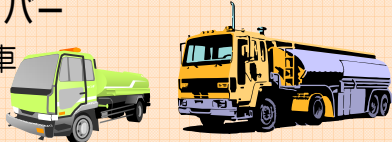
4 ナンバー
小型貨物自動車



2 ナンバー
大型バス・マイクロバス



8 ナンバー
特種自動車



- 燃料の種類は問いません。
- 乗用車、軽自動車、二輪車、建設作業機械はステッカーの交付対象外です。

郵送により申請を受け付けています

- ▶ ステッカーの申請にあたり、ステッカー代や交付手数料などの費用はかかりません。
※ ただし、申請書の送付やステッカーの返信に必要な郵送料は、申請者側で御負担願います。
- ▶ 社団法人 東京都自動車整備振興会あてに、郵送にて申請してください。
(東京都環境局および各道府県の自動車整備振興会ではない点にご注意ください。)
- ▶ (社)東京都自動車整備振興会での受付期間は、平成22年3月末日までです。

【必要な書類】

- ① 申請書（ホームページからダウンロードもできます）
 - ② 車検証のコピー
 - ③ DPF等の粒子状物質減少装置の装着がある場合は、その装着証明書のコピー
 - ④ 返信用封筒（切手を貼った返信用封筒で、申請者(返送先)の住所・氏名を記入したもの）
- ・参考 返信用封筒及び切手代の目安（ステッカー返送希望数別）

1度に複数台、交付申請できます。ステッカーは、1枚あたり約4gです。

ステッカー返送枚数	切手代	備考（封筒の規格）	備考
1～3枚まで	80円	長形3号封筒使用時	郵便料金は、返信用封筒の分も含め、郵便事業HP等を参照の上、適切な料金を申請者の方でご負担ください（料金が不足していると、追加でご連絡をさせていただきます。これにより、ステッカーの交付が遅れることもあります。）。
～10枚まで	90円	長形3号封筒使用時	
～20枚まで	140円	角型3号（B5サイズ）封筒使用時	
～33枚まで	200円	角型3号（B5サイズ）封筒使用時	
～58枚まで	240円	角型3号（B5サイズ）封筒使用時	
～120枚まで	390円	角型2号（A4サイズ）封筒使用時	
～240枚まで	580円	角型1号（B4サイズ）封筒使用時	
～300枚まで	850円	角型1号（B4サイズ）封筒使用時	

【申請書・添付書類・返信用封筒の送り先】

〒151-0071 東京都渋谷区本町四丁目 16番 4号

(社)東京都自動車整備振興会

「東京都適合車ステッカー受付窓口」 あて

▶ 申請書の入手、またはステッカー制度を詳しく知りたいとき

詳細及び申請書の入手は、(社)東京都自動車整備振興会のホームページ 又は 東京都環境局ホームページをご覧ください。

※ (社)東京都自動車整備振興会HPはこちら→ <http://www.tossnet.or.jp/>

【お問い合わせ先】

専用ダイヤル

(社)東京都自動車整備振興会 電話 050(3532)2621

東京都環境局自動車公害対策部 電話 03(5388)3531

年 月 日

東京都知事 殿

申請者住所	〒		
フリガナ 申請者名 <small>〔法人にあつては 名称及び 代表者の氏名〕</small>			
担当者氏名		電話番号	()

東京都適合車標章等交付申請書

私は、次の自動車に東京都適合車標章等（以下「ステッカー」という。）を貼付したいので、関係書類を添えて申請します。

車両番号							ステッカー種別	交付番号	交付	貼付
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
							優・適・猶(年)			
(例) 練馬	130	お	1	2	3	4	優・適・猶(年)			
添付書類	登録事項等証明書又は自動車検査証の写し 粒子状物質減少装置の装着がある車は、その装着証明書の写し 返信用封筒(必要金額の切手が貼付され、返送先が明記してあるもの) その他()							受付印		

- 注) 1. 太枠の中に御記入ください。氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)はゴム印を使用した記入も可とします。 ゴム印を使用する場合は、押印願います。
2. 自動車検査証のみで、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 東京都条例 第215号)に適合しているかどうかを確認できない自動車については、自動車検査証(写)に加えて、同条例に適合していることを証明できる書類を添付する必要があります。
3. 裏面の注意もお読みください。

受付者処理欄	受付日・受付者	審査日・審査者	交付日・交付者	転送日・転送者	記録日・記録者
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

受付者使用欄(1)

受付者使用欄(2)

【注意】

本申請を行った場合、申請者は、次の事項に同意したものとします。

- 1 知事が、ステッカーにかかる重複申請を防止する観点から、本交付申請書及び自動車検査証に記載する情報を、外部漏洩、目的外使用等のない管理の下に保有すること。
- 2 ステッカーの交付を受けようとする自動車の使用者と所有者とが異なる場合には、当該所有者との契約等に基づき事前に当該自動車にステッカーを貼付することについて、当該所有者の了解を得るなど、適切に対応しておくこと。万一、ステッカーを貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、知事は責任を負わない。
なお、交付申請の審査にあたり、知事は、所有者の了解を得ていることについて、文書等による証明を求める場合がある。
- 3 交付を受けたステッカーを、車両本体の前面部進行方向の右側の見やすい位置(フロントガラス、フロントグリル及び方向指示灯並びにバンパー端等のはがれやすい位置を除く。)に貼付すること。ただし、車体の塗装、構造等により、当該部位に貼付することが困難な場合は、フロント右ドアの見やすい位置に貼付すること。
- 4 交付を受けたステッカーが当該申請に係る自動車以外の自動車に貼付されるなど不適切に使用していたことが判明した場合には、当該ステッカーを知事の求めに応じ、返納すること。
- 5 猶予期間が示されたステッカーの交付を受けた者は、当該猶予期間を超過した日以降、速やかにステッカーを除去し、知事に返納すること。

申請者の住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。
また、連絡先・送付先を変更した際は、速やかに下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

ステッカーの交付に関すること、申請書の記入の相談も受け付けます

(社) 東京都自動車整備振興会

東京都適合車ステッカー受付

振興会のホームページ

050-3532-2621 (専用ダイヤル)

<http://www.tossnet.or.jp/>

東京都環境局自動車公害対策部計画課 03-5321-1111(都庁代表) 内線42-561

東京都環境局公式ウェブサイト

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>